

鷹巣阿仁地域合併協議会の調整内容

協 議 事 項	広報広聴	関係項目	広報紙の発行
調 整 の 内 容	新市において、広報紙を毎月1日と16日に発行する。ただし、創刊号の発行は、合併後速やかに行う。		

説 明 資 料					
鷹 巣 阿 仁 地 域 4 町 の 現 況				調整方針の 具体的内容	
	鷹巣町	合川町	森吉町		阿仁町
広報誌の発行	広報紙の名称 「広報たかのす」 発行日 毎月1日・16日 発行回数 年24回 配布先 ・全世帯 ・県内外の官公庁 ・町内の事業所 ・ふるさと会会員 配布方法 印刷会社 シルバー人材センター 行政協力員 各世帯 配布部数 8,600部	広報紙の名称 「広報あいかわ」 発行日 毎月1日 発行回数 年12回 配布先 ・全世帯 ・県内外の官公庁 ・町内の事業所 ・ふるさと会会員 配布方法 印刷会社 役場 集落代表者及び老人クラブ 各世帯 配布部数 3,000部	広報紙の名称 「広報もりよし」 発行日 毎月1日 発行回数 年12回 配布先 ・全世帯 ・県内外の官公庁 ・町内の事業所 ・ふるさと会会員 配布方法 印刷会社 シルバー人材センター 行政協力員 各世帯 配布部数 3,000部	広報紙の名称 「広報あに」 発行日 毎月第1火曜日 発行回数 年12回 配布先 ・全世帯 ・県内外の官公庁 ・町内の事業所 ・ふるさと会会員 配布方法 印刷会社 役場 行政協力員 各世帯 配布部数 2,500部	広報紙を毎月1日と 16日に発行する。

鷹巣阿仁地域合併協議会の調整内容

協 議 事 項	広報広聴	関係項目	ホームページの公開・町勢要覧 その他広聴広報
調 整 の 内 容	1 新市において、ホームページを開設する。 2 新市において、市勢要覧を発行する。 3 その他の広報広聴に関する事項については、新市において調整する。		

説 明 資 料					
鷹 巣 阿 仁 地 域 4 町 の 現 況					調整方針の 具体的内容
	鷹巣町	合川町	森吉町	阿仁町	
ホームページの 公開	平成10年1月開設 アクセス数 約3,477件/月	平成9年7月開設 アクセス数 約88.1件/月	平成8年5月開設 アクセス数 約1,100件/月	平成14年5月開設 アクセス数 約250件/月	新市において開設する。
町勢要覧	作成時期 毎年作成・不足時即時 作成内容 町勢要覧 B2 3,000部 町勢要覧概要版 A3 5,000部	作成時期 平成11年7月作成 平成12年7月改訂版作成 作成内容 町勢要覧 A4 5,000部	作成時期 平成10年度作成 平成11年度増刷 平成12年度増刷 作成内容 町勢要覧 A4 1,000部	作成時期 平成10年度作成 平成14年度資料編更新 作成内容 町勢要覧 B5 2,000部	新市において発行する。
その他広報広聴	行政懇談会 定期的を実施していない。 必要に応じて開催。 声の広報 ボランティアグループへの記事の提供。視覚障害者にテープの送付。	行政懇談会 定期的を実施していない。 必要に応じて開催。 声の広報 ボランティアグループへの記事の提供。視覚障害者にテープの送付。	行政懇談会 定期的を実施していない。 必要に応じて開催。	行政懇談会 定期的を実施していない。 必要に応じて開催。 声の広報 ボランティアグループへの記事の提供。視覚障害者にテープの送付。	新市において調整する。

説明資料

内 容		
協 議 会 名 ()内は新市名称	調 整 内 容	
仁賀保町・金浦町・象潟町合併協議会 (にかほ市)	(1)新市において、広報紙を毎月1日と15日に発行する。 (2)新市において、ホームページを開設する。 (3)新市において、市勢要覧を発行する。 (4)新市において、行政懇談会を開催する。また、住民の行政に対する意見・要望等の広聴手段は、新市において十分配慮する。	確 認
本荘由利一市七町合併協議会 (由利本荘市)	(1)新市において、広報紙を発行する。 (2)新市において、ホームページを開設する。 (3)新市において、広報活動の充実を図る。	確 認
千畑町・六郷町・仙南村合併協議会 (美郷町)	広報広聴の取扱いについては、次のとおりとする。 1. 広報紙については、新町においても毎月発行する。ただし、創刊号の発行は、合併後速やかに行う。 2. お知らせ版の発行については、月2回の発行とする。 3. その他の広報広聴に関する事項については、新町において調整する。	確 認
大曲仙北合併協議会 (大仙市)	広報誌は、新市において毎月2回発行し、市民の視線にたった広報誌の作成をめざすものとする。 ホームページは、旧市町村単位の情報を引き継ぎ、新市において新たに開設する。 市政懇談会等の広聴事業は、新市において開催し、住民からの提言、要望を市政運営に反映させる。	確 認
田沢湖・角館・西木合併協議会	1 新市において、広報紙を発行する。 2 新市において、ホームページを開設する。 3 その他の広報広聴関係事業については、新市において調整する。	確 認
湯沢雄勝合併協議会 (湯沢市)	【その他事業の取扱い】にて 広報紙の発行は月2回とし、合併時に統合する。 広聴活動については、新市において調整を図る。	

秋田県内の合併協議会の事例

説明資料

内 容

協議会名 ()内は新市名称	調整内容	
天王町・昭和町・飯田川町合併協議会 (潟上市)	1. 新市において、広報紙を毎月1日と15日に発行する。 2. 新市において、ホームページを開設する。 3. 新市において、市勢要覧を発行する。 4. 新市において、行政懇談会を設けるなど、住民の行政に対する意見・要望等の公聴に十分配慮する。	確認
秋田市・河辺町・雄和町合併協議会 (秋田市)	広報、広聴事業については、合併時に秋田市の制度に統一する。	確認
横手平鹿合併協議会	1. 新市において、広報紙を発行する。 2. 新市において、ホームページを開設する。 3. 新市において、広聴事業の充実を図る。	提案
五城目町・八郎潟町・井川町合併協議会 (湖東町)		
大館市・田代町合併協議会 (大館市)		
男鹿市若美町合併協議会	1. 新市において、広報紙を毎月1日と15日に発行する。 2. 新市において、ホームページを開設する。 3. 新市において、市勢要覧を発行する。 4. その他の広報広聴関係事業については、新市において調整する。	確認
能代山本市町村合併協議会		

秋田県内の合併協議会の事例